

ロースクールにおける先端的授業の紹介

——J.K. Winn 教授の契約法——

法律学科教授 山口 志 保

本報告は、2007年4月から2008年3月まで、大東文化大学長期海外研究員として私がワシントン州立ワシントン大学 (University of Washington) にて聴講した、ロースクール1年生を対象とした契約法の授業を紹介したものである。

ロースクールの授業は大人数授業 (80名程度) でも少人数授業 (多くて30名程度) であっても、概して双方向性を保たれていた。いずれの授業でも、個別に学生を指名して、解答を求め方式でなされていた。学生は授業中に躊躇なく質問をし、教員もそれに対して学生が納得するまで説明をする点も共通していた。これは一人の学生の質問は、他の学生にとっても理解への一助となるとの、教員と学生に共通した理解に基づくものであろう。

このような授業の中でも、J.K.Winn 教授の授業は、従来型をさらに発展させたものであった。受講生の数は25名程度で、教室がほぼ満席の状態である。

初回の授業では、イントロダクションとして、名簿の作成の可否を問うた後、全員にメールアドレスを記入させた。これは後に授業の一環として送信される、一斉メールに不可欠なものとなる。また、事後訂正と加筆を前提としたシラバスの配布がされた。当シラバスには授業全体の設計図と、そのための大まかな教科書の頁が記されていた。教科書と言っても、私たちの感覚では、小型六法4冊分なので、学生の予習の便益には、頁の指定は不可欠となろう。シラバスは毎回の授業の数時間後に、必ず訂正版がメール送信された。この素速さは、学生の勉強意識を高揚させるものと感じられた。シラバスの他に、各授業で使われる判例一覧も配布・メール送信された。実際の授業は判例が8割と他の授業に見られないものだったので、このリストも授業進行と学生の意識高揚には不可欠であった。

実際の授業では、教科書の指定箇所の要約と、用いられる判例の要点、すなわち原告と被告、事実の概要、争点、および判旨の要約を、教科書と判例につき、各1名ずつに予め割り当ておき、あつた学生はその内容を説明していくという方式である。勿論、学生の理解のための重要な内容、例えばローマ法に始まる契約法の歴史的変遷や、アメリカ法でいえば契約法諸学派の時系列的変遷などについては、ホワイト・ボードに手書きで説明がなされていた。しかしこれはほんの一部に過ぎない。先に8割と述べたが、実際には95%ほどが、錯誤ならその代表的事例を、数件挙げて、それを学生に要約させるという形式となる。

この作業で、学生にとっては各判例が学説とどのような関連性を持つかというよりも、法の判断を順序を追って知ることに、事例に解決の論理性を知らず知らずのうちに身につけることになったようだ。私にとっては、筋道の岐路となる地点を都度示されている面白さがあったが、どうやらそれは学生にもあったようで、事例の全体像を知った後で、その結末を知るとは、事例を蓄積するうちに、イメージとしてあるいは漠然としてであっても、例えば錯誤ならどのような場合に錯誤に陥っていた当事者が救済されるかを身につけることとなる。そして、そのようなイメージを得たことにより、学生は知識と論理性を身につけようとする向学心をかき立てられていたようでもあった。

J.K.Winn 教授は試験勉強の手助けも怠らなかった。各期（秋学期と冬学期）の開始後1ヶ月でまず Yes/No 方式の問題がネット配信された。これは A4 用紙1/3程の文章による事例提示と、その結論について答えるもので、解答を返信しないと、メ切まで何度でも催促メールが配信される。メ切後の授業では、この解答が正解割合と理由解説を加えて手短になされた。更に、学期中盤にさしかかると、過去の期末試験を配布した。各問の分量は同様だが、試験は全部で6問となる。問題文ではその末尾に、損害賠償がなされるか、なされないか、またその理由についても記述が求められていた。

学生の向学心を高め、常に関心を向けさせ、更にフォローを続けるこの方式は、学期末試験を控えた最期の3コマほどの授業にもあった。学期のまとめとなる授業として位置づけられた時間に、これまでの授業で用いた判例を羅列し、事案の概要とその結論をひたすら学生に述べさせ、教員はそれをパソコンで打ち出し、パワーポイントで直接投影するという方式である。事例を割り当てられる学生は、必ずしも以前に割り当てられた学生ではない。これにより各自は、数個の判例を担当し、その論理を学んだという達成感を得られていたようだ。実際、受講している学生の半数はロースクール2年生以上で、この授業が面白いと聞いたので、学び直したいと思いつけているとのことだった。このような学生が多いので、この方式の授業が成立している面も否めないと思った。

更に興味深かったのは、試験の受験方式だ。99.9%の受講生がノートパソコンを持ち込んでいるロースクールの状況を利用して、受験もパソコンによるものであった。受験学生は予め受験に必要なソフトをダウンロードして、このソフトで解答し、それを送信する方式である。不正防止のためには、そのソフトをダウンロードすることにより、解答の送信以外、あらゆるソフトへのアクセスは遮断されてしまう。2時間で6問の解答には、手書きよりもパソコンの方が効率がよいことは明白だし、採点する側にも、読みやすいというメリットがある。

この授業を秋から冬にかけて聴講し、ほぼ完全な双方向性という点に刺激を受けただけでなく、学生に論理を学ばせる方法として、徹底して判例を学習させる点に、大いなる刺激を受け

た。確かにロースクールの学生は、日本の学部生とは異なり、年齢も高く、目的意識もはっきりとしており、モチベーションでは異なる点が多い。しかし全員がそのような姿勢でいるわけでもなく、授業中にパソコンで全く関係のない頁を楽しんで見ている学生も必ず数人はいる。そのような学生がいるにしても、判例を身近なものとして引きつけさせ、救済される当事者とそうではない当事者を分類し、論理性を学ばせていく方法は、大教室での授業でも、少なくとも一部は、とりうる方式と考えられる。

学生にとって定義や学説の意義を教員の言葉から学ぶことは、勿論必要なことである。しかしそれだけでなく、授業を受けている間でも、自ら考える機会を与えることは必要であり、指名されて答えるのではないとしても、この事例では当事者はどのように争い、どのような判決が下されたか、それについて学説はどのような見解を述べているか、を指摘していくことも、彼らの考える機会につながるのではないかとの見解に到ることができた。